陸上自衛隊達第２４―１号

陸上自衛官の部隊章に関する訓令（昭和３０年隊訓第２５号）第７条の規定に基づき、陸上自衛官の部隊章に関する達（昭和３０年陸上自衛隊達第２０―１４号）の全部を次のように改正する。

昭和３１年３月２日

陸上幕僚長　陸将　筒井　竹雄

# 陸上自衛官及び陸上自衛隊の自衛官候補生の部隊章に関する達

改正　昭和32年４月５日達第20―14―１号　昭和33年５月12日達第20―14―２号
昭和33年７月１日達第20―14―３号　昭和34年10月２日達第20―14―４号
昭和35年１月13日達第20―14―５号　昭和35年８月31日達第122―28号
昭和36年９月30日達第122―35号　昭和38年８月14日達第122―46号
昭和39年８月３日達第20―14―６号　昭和40年７月28日達第122―56号
昭和41年３月12日達第122―57号　昭和42年３月７日達第24―１―１号
昭和43年２月23日達第122―59号　昭和43年７月６日達第122―61号
昭和44年２月20日達第122―63号　昭和44年７月28日達第122―65号
昭和45年７月７日達第122―73号　昭和46年２月17日達第122―77号
昭和46年７月22日達第122―81号　昭和47年３月22日達第122―87号
昭和47年７月１日達第122―88号　昭和47年９月30日達第122―89号
昭和48年10月16日達第122―93号　昭和49年１月12日達第122―94号
昭和49年７月25日達第122―98号　昭和49年９月26日達第122―99号
昭和50年２月12日達第122―100号　昭和50年７月26日達第122―102号
昭和51年３月５日達第122―104号　昭和51年８月20日達第122―105号
昭和52年２月21日達第122―106号　昭和53年１月13日達第122―108号
昭和55年３月17日達第122―113号　昭和56年２月23日達第122―116号
昭和56年８月18日達第122―118号　昭和57年４月30日達第122―119号
昭和58年３月８日達第122―121号　昭和61年３月19日達第24―１―２号
昭和61年12月18日達第24―１―３号　昭和63年３月24日達第24―１―４号
昭和63年４月８日達第122―126号　平成元年４月17日達第24―１―５号
平成３年12月10日達第24―１―６号　平成４年４月13日達第24―１―７号
平成５年３月25日達第24―１―８号　平成６年３月17日達第24―１―９号
平成７年３月20日達第24―１―10号　平成８年３月22日達第24―１―11号
平成９年３月27日達第24―１―12号　平成10年３月20日達第122―135号
平成11年３月25日達第122―150号　平成11年11月29日達第122―153号
平成12年３月27日達第122―157号　平成13年３月27日達第122―168号
平成14年３月27日達第122―176号　平成15年３月25日達第122―181号
平成16年３月29日達第122―190号　平成17年３月24日達第122―194号
平成18年３月27日達第122―205号　平成19年１月９日達第122―215号

平成19年３月27日達第122―218号　平成20年３月25日達第122―224号
平成21年２月３日達第122―230号　平成21年７月31日達第122―235号
平成22年３月23日達第122―241号　平成22年６月30日達第122―245号
平成23年４月19日達第122―250号　平成25年３月25日達第122―258号
平成30年３月27日達第122―292号　平成30年７月13日達第24―1―13号
令和２年３月23日達第24―1―14号　令和４年３月10日達第24―1―15号
令和６年３月21日達第24―1―16号

（目的）

第１条　この達は、陸上自衛官及び陸上自衛隊の自衛官候補生の部隊章に関する訓令（昭和３０年陸上自衛隊訓令第２５号。以下「訓令」という。）の実施に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

（師団等標識の制式）

第２条　訓令第３条に規定する師団等標識は、別図第１から別図第２７のとおりとする。

（隊種標識の部隊等）

第３条　訓令別表第２に規定する部隊等とは、別表左欄の区分に応じ別表右欄に掲げる部隊等とする。

附　則

この達は、昭和３１年３月２日から施行し、昭和３０年１月２６日から適用する。

附　則（昭和32年4月5日陸上自衛隊達第20―14―１号）

この達は、昭和３２年４月５日から施行し、同年４月１日から適用する。ただし、別表の改正に伴い現に着用している部隊章を変更しなければならない部隊の自衛官は、昭和33年４月１日までの間において当該部隊長が定める時期に変更するものとする。

附　則（昭和33年5月12日陸上自衛隊達第20―14―２号）

１　この達は、昭和３３年１０月１日から施行する。

２　付図第１、第３、第４、第６、第９及び第１３の従来の規定による部隊章は、この達の改正にかかわらず、なお、当分の間、これを用いることができる。

附　則（昭和33年7月1日陸上自衛隊達第20―14―３号）

この達は、昭和３３年７月１日から施行する。

附　則（昭和34年10月2日陸上自衛隊達第20―14―４号）

この達は、昭和３５年１月１４日から施行する。

附　則（昭和35年１月13日陸上自衛隊達第20―14―５号）

１　この達は、昭和３５年１月１４日から施行する。

２　この達施行の日において、通信群に属する部隊に係る隊種標識の色別については、改正後の別表にかかわらず当該部隊の改編までの間従前の例によるものとする。

附　則（昭和35年8月31日陸上自衛隊達第122―28号）（抄）

１　この達は、昭和３５年８月３１日から施行し、昭和３５年８月１２日から適用する。

附　則（昭和36年9月30日陸上自衛隊達第122―35号）

１　この達は、昭和３７年１月１８日から施行する。

２　この達の施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第１項の指定日までの間は同法附則第２項前段の規定によりなお存続する管区

隊又は混成団については、この達による改正前の陸上自衛隊達の規定はなおその効力を有する。

附　則（昭和38年8月14日陸上自衛隊達第122―46号）

この達は、昭和３８年８月１５日から施行する。

附　則（昭和39年8月3日陸上自衛隊達第20―14―６号）

この達は、昭和３９年８月１０日から施行する。

附　則（昭和40年7月28日陸上自衛隊達第122―56号）

この達は、昭和４０年８月３日から施行する。

附　則（昭和41年3月12日陸上自衛隊達第122―57号）

この達は、昭和４１年４月１日から施行する。ただし、阪神地区病院にかかる規定は昭和４１年２月２１日から適用する。

附　則（昭和42年3月7日陸上自衛隊達第24―１―１号）

この達は、昭和４２年３月１５日から施行する。

附　則（昭和43年2月23日陸上自衛隊達第122―59号）

この達は、昭和４３年３月１日から施行する。

附　則（昭和43年7月6日陸上自衛隊達第122―61号）

この達は、昭和４３年８月１日から施行する。ただし、第２条、第４条及び第７条中婦人自衛官教育隊（長）に係る部分は、同年１２月２０日から施行する。

附　則（昭和44年2月20日陸上自衛隊達第122―63号）

この達は、 昭和４４年３月１日から施行する。 （ただし書略）

附　則（昭和44年7月28日陸上自衛隊達第122―65号）

この達は、昭和４４年８月１日から施行する。

附　則（昭和45年7月7日陸上自衛隊達第122―73号）

この達は、昭和４５年８月５日から施行する。

附　則（昭和46年2月17日陸上自衛隊達第122―77号）

１　この達は、昭和４６年４月２日から施行する。ただし、（中略）第３条の規定は昭和４６年３月２５日から施行する。

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和46年7月22日陸上自衛隊達第122―81号）

１　この達は、昭和４６年７月２４日から施行する。

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和47年3月22日陸上自衛隊達第122―87号）

この達は、昭和４７年３月２４日から施行する。

附　則（昭和47年7月1日陸上自衛隊達第122―88号）（抄）

この達は、昭和４７年７月１日から施行する。 （ただし書略）

附　則（昭和47年9月30日陸上自衛隊達第122―89号）

この達は、昭和４７年１０月３日から施行する。 （ただし書略）

附　則（昭和48年10月16日陸上自衛隊達第122―93号）

この達は、昭和４８年１０月１６日から施行する。

附　則（昭和49年１月12日陸上自衛隊達第122―94号）

この達中、第１条、第６条及び第７条の規定は昭和４９年１月２１日から、その他の規定は同年５月２６日から施行する。

附　則（昭和49年７月25日陸上自衛隊達第122―98号）

この達は、昭和４９年８月１日から施行する。

附　則（昭和49年９月26日陸上自衛隊達第122―99号）

この達は、昭和４９年１０月１日から施行する。

附　則（昭和50年2月12日陸上自衛隊達第122―100号）

この達は、昭和５０年３月２６日から施行する。（ただし書略）

附　則（昭和50年7月26日陸上自衛隊達第122―102号）

この達は、昭和５０年８月１日から施行する。

附　則（昭和51年3月5日陸上自衛隊達第122―104号）

この達は、昭和５１年３月２５日から施行する。（ただし書略）

附　則（昭和51年8月20日陸上自衛隊達第122―105号）

この達は、昭和５１年８月２０日から施行する。

附　則（昭和52年2月21日陸上自衛隊達第122―106号）

この達は、昭和５２年３月２５日から施行する。

附　則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122―108号）

この達は、昭和５３年１月３０日から施行する。

附　則（昭和55年3月17日陸上自衛隊達第122―113号）

この達は、昭和５５年３月２５日から施行する。

附　則（昭和56年2月23日陸上自衛隊達第122―116号）

この達は、昭和５６年３月２５日から施行し、改正後の秘密保全に関する達第３０条第１項の規定は、同月１日から適用する。

附　則（昭和56年8月18日陸上自衛隊達第122―118号）

この達は、昭和５６年９月２１日から施行する。

附　則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122―119号）

１　この達は、昭和５７年４月３０日から施行する。

２　この達は施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

３　この達施行の際現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和58年3月8日陸上自衛隊達第122―121号）

この達は、昭和５８年３月２４日から施行する。

附　則（昭和61年3月19日陸上自衛隊達第24―１―２号）

この達は、昭和６１年３月２５日から施行する。

附　則（昭和61年12月18日陸上自衛隊達第24―１―３号）

この達は、昭和６１年１２月１９日から施行する。

附　則（昭和63年3月24日陸上自衛隊達第24―１―４号）

この達は、昭和６３年３月２５日から施行する。

附　則（昭和63年4月8日陸上自衛隊達第122―126号）

この達は、昭和６３年４月８日から施行する。

附　則（平成元年4月17日陸上自衛隊達第24―１―５号）

この達は、平成元年４月１７日から施行する。

附　則（平成3年12月10日陸上自衛隊達第24―１―６号）

この達は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成4年4月13日陸上自衛隊達第24―１―７号）

この達は、平成４年４月１３日から施行する。ただし、別表特科又はこれと同種の部隊等の項の改正規定は、平成４年３月２７日から、その他の項の改正規定は、同年３月２８日から適用する。

附　則（平成5年3月25日陸上自衛隊達第24―１―８号）

この達は、平成５年３月３０日から施行する。

附　則（平成6年3月17日陸上自衛隊達第24―１―９号）

この達は、平成６年３月２８日から施行する。

附　則（平成7年3月20日陸上自衛隊達第24―１―10号）

この達は、平成７年３月２８日から施行する。

附　則（平成8年3月22日陸上自衛隊達第24―１―11号）

この達は、平成８年３月２９日から施行する。

附　則（平成9年4月27日陸上自衛隊達第24―１―12号）

この達は、平成９年３月２８日から施行する。

附　則（平成10年3月20日陸上自衛隊達第122―135号）

この達は、平成１０年３月２６日から施行する。

附　則（平成11年3月25日陸上自衛隊達第122―150号）

この達は、平成１１年３月２９日から施行する。

附　則（平成11年11月29日陸上自衛隊達第122―153号）

この達は、平成１１年１２月１日から施行する。

附　則（平成12年3月27日陸上自衛隊達第122―157号）

１　この達は、平成１２年３月２８日から施行する。

２　この達の施行の日から檜町駐屯地廃止までの間、第４条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊本部」に、第５条及び第７条の改正規定中「市ヶ谷駐屯地」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地」に、第６条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊」に、第８条の改正規定中　「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊本部」に、「中央業務支援隊長」とあるのは「中央業務支援隊長及び檜町警備隊長」にそれぞれ読み替えるものとする。

附　則（平成13年3月27日陸上自衛隊達第122―168号）

この達は、平成１３年３月２７日から施行する。（ただし書略）

附　則（平成14年3月27日陸上自衛隊達第122―176号）

１　この達は、平成１４年３月２７日から施行する。（ただし書略）

２　この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成15年3月25日陸上自衛隊達第122―181号）

この達は、平成１５年４月１日から施行する。ただし、中央調査隊の情報保全隊への改編等部隊の新・改編に伴う改正規定は、同年３月２７日から施行する。

附　則（平成16年3月29日陸上自衛隊達第122―190号）

１　この達は、平成１６年３月２９日から施行する。

２　この達の施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成17年3月24日陸上自衛隊達第122―194号）

この達は、平成１７年３月２８日から施行する。

附　則（平成18年3月27日陸上自衛隊達第122―205号）（抄）

１　この達は、平成１８年３月２７日から施行する。

附　則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122―215号）

この達は、平成１９年１月９日から施行する。

附　則（平成19年3月27日陸上自衛隊達第122―218号）

１　この達は、平成１９年３月２８日から施行する。

２　この達の施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成20年3月25日陸上自衛隊達第122―224号）

この達は、平成２０年３月２６日から施行する。

附　則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122―230号）

この達は、平成２１年２月３日から施行する。

附　則（平成21年7月31日陸上自衛隊達第122―235号）

この達は、平成２１年８月１日から施行する。

附　則（平成22年3月23日陸上自衛隊達第122―241号）

この達は、平成２２年３月２６日から施行する。

附　則（平成22年6月30日陸上自衛隊達第122―245号）

この達は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則（平成22年4月19日陸上自衛隊達第122―250号）

この達は、平成２３年４月２２日から施行する。

附　則（平成25年3月25日陸上自衛隊達第122―258号）

この達は、平成２５年３月２６日から施行する。

附　則（平成30年3月27日陸上自衛隊達第122―292号）

この達は、平成３０年３月２７日から施行する。

附　則（平成30年7月13日陸上自衛隊達第24―1―13号）

１　この達は、平成３０年７月１３日から施行する。

２　この達の施行の際、現に陸上自衛官及び陸上自衛隊の自衛官候補生が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の付図第９の制式は、平成３０年１０月１３日までの間、これを使用することができる。

附　則（令和2年3月23日陸上自衛隊達第24―1―14号）

１　この達は、令和２年３月２６日から施行する。

２　別図第７、別図第８、別図第１３、別図第１７、別図第２１、別図第２２、別図第２４及び別図第２６に規定する部隊章については、この達の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附　則（令和4年3月10日陸上自衛隊達第24―1―15号）

この達は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和6年3月21日陸上自衛隊達第24―1―16号）

この達は、令和６年３月２１日から施行する。

別表

| 訓令別表に掲げる部隊等の区分 | 部　　隊 | 機　　関 |
|---|---|---|
| 普通科又はこれと同種の部隊等 | 普通科連隊、空挺団普通科大隊、水陸機動団水陸機動連隊、対戦車中隊、警備隊、対舟艇対戦車(中)隊、普通科教導連隊 | |
| 機甲科又はこれと同種の部隊等 | 戦車連隊、戦車隊、水陸機動団戦闘上陸大隊、水陸機動団偵察中隊、偵察戦闘大隊、戦車大隊、戦車中隊、偵察隊、機動戦闘車（中）隊、機甲教導連隊 | |
| 特科又はこれと同種の部隊等 | 特科団本部及び本部中隊、方面特科隊本部及び本部中隊、高射特科団本部及び本部付隊、特科群本部及び本部中隊、高射特科群本部及び本部管理中隊、特科連隊、高射特科連隊、地対艦ミサイル連隊、師団特科隊、旅団特科隊、特科大隊、高射特科大隊、空挺団特科大隊、水陸機動団特科大隊、高射特科（中）隊、高射中隊、観測中隊、無線誘導機隊、無人標的機隊、特科教導隊、高射教導隊 | 陸上自衛隊高射学校 |
| 情報科又はこれと同種の部隊等 | 自衛隊情報保全隊及び中央情報保全隊、地方情報保全隊、中央情報隊本部及び本部付隊、情報隊、情報処理隊、地理情報隊、基礎情報隊、現地情報隊、方面情報隊本部、方面情報処理隊、方面通信情報隊、方面移動監視隊、方面無人偵察機隊、沿岸監視隊、情報教導隊 | 陸上自衛隊情報学校 |
| 航空科又はこれと同種の部隊等 | 方面航空隊本部及び本部付隊、 方面ヘリコプター隊、対戦車ヘリコプター隊、飛行隊、旅団ヘリコプター隊、方面管制気象隊、航空野整備隊、ヘリコプター野整備隊、中央管制気象隊、特別輸送ヘリコプター隊、輸送ヘリコプター群本部及び本部付隊、 輸送航空野整備隊、輸送航空隊本部及び本部中隊、連絡偵察飛行隊、飛行教導隊 | 陸上自衛隊航空学校 |
| 施設科又はこれと同種の部隊等 | 施設団本部及び本部付隊、施設群本部及び本部管理中隊、施設大隊、架橋中隊、施設器材(中)隊、ダンプ車両中隊、施設(中)隊、水際障害中隊、空挺団施設中隊、水陸機動団施設中隊、 教育支援施設隊、 施設教導隊 | 陸上自衛隊施設学校 |
| システム通信科又はこれと同種の部隊等 | 中央野外通信群本部及び本部付隊、方面システム通信群本部及び本部付隊、基地システム通信大隊及び本部中隊、搬送通信大隊、指揮所通信大隊、 | 陸上自衛隊システム通信・サイバー学校 |

| | | |
|---|---|---|
| | 指揮所通信中隊、中枢交換通信(中)隊、通信大隊、旅団通信隊、空挺団通信隊、水陸機動団通信中隊、中央基地システム通信隊、基地通信中隊、基地システム通信中隊、映像写真中隊、通信保全監査隊、電子隊、高射搬送通信中隊、サイバー防護隊、通信教導隊、電子作戦隊、電子戦隊 | |
| 武器科又はこれと同種の部隊等 | 高射直接支援（中・大）隊、不発弾処理隊、弾薬大（中）隊、武器教導隊 | 陸上自衛隊武器学校 |
| 需品科又はこれと同種の部隊等 | 需品教導隊 | 陸上自衛隊需品学校 |
| 輸送科又はこれと同種の部隊等 | 方面輸送隊本部、方面輸送（中）隊、後方支援(連)隊輸送隊、中央輸送隊 | 陸上自衛隊輸送学校 |
| 化学科又はこれと同種の部隊等 | 中央特殊武器防護隊、特殊武器防護隊、化学防護隊、化学教導隊 | 陸上自衛隊化学学校 |
| 衛生科又はこれと同種の部隊等 | 対特殊武器衛生隊、方面衛生隊、後方支援連隊衛生隊、水陸機動団後方支援大隊衛生隊、後方支援隊衛生隊、衛生教導隊 | 自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊各地区病院、陸上自衛隊衛生学校 |
| 普通科、特科、機甲科、情報科、施設科、武器科、衛生科、航空科、システム通信科、需品科、輸送科又はこれと同種の部隊等以 | 陸上総隊司令部及び同付隊、 方面総監部及び同付隊、師団司令部及び同付隊、旅団司令部及び同付隊、富士教導団本部及び本部付隊、方面混成団本部、中央業務支援隊、中央即応連隊、即応機動連隊、国際活動教育隊、特殊作戦群、警務隊、会計監査隊、中央会計隊、中央音楽隊、方面会計隊、方面音楽隊、音楽隊、教育大隊本部、陸曹教育隊、陸上自衛隊幹部候補生学校教導隊、共通教育中隊、女性自衛官教育隊、冬季戦技教育隊、開発実験団、駐屯地業務隊、後方支援連隊本部及び本部付隊、空挺団本部及び本部中隊、空挺教育隊、水陸機動団本部及び同付隊、水陸機動教育隊、システム通信団本部及び本部付隊、システム開発隊、方面後方支援隊（輸送隊を除く。）、訓練評価支援隊、部隊訓練評価隊、指揮所訓練支援隊、 | 自衛隊体育学校<br><br>陸上自衛隊幹部候補生学校<br><br>陸上自衛隊富士学校<br><br>陸上自衛隊小平学校 |

| | | |
|---|---|---|
| 外の部隊等 | 空挺団後方支援隊、水陸機動団後方支援大隊（衛生隊を除く。）、後方支援（連）隊（第１５後方支援隊を除く。）（衛生隊及び輸送隊を除く。）、第１５後方支援隊（衛生隊を除く。） | 陸上自衛隊高等工科学校<br><br>陸上自衛隊各補給処<br><br>自衛隊各地方協力本部<br><br>陸上自衛隊教育訓練研究本部<br><br>陸上自衛隊補給統制本部 |

別図第１

陸上幕僚監部

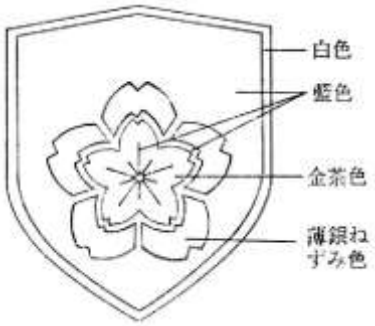


別図第２

陸上総隊

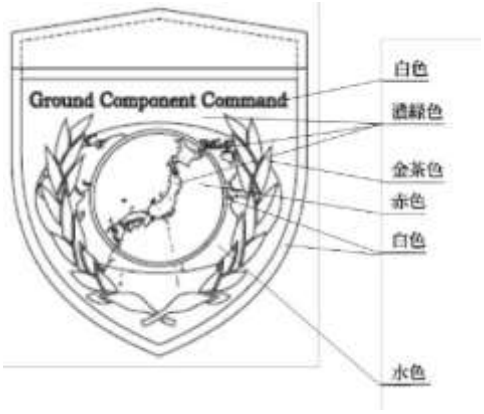


別図第３

空挺団

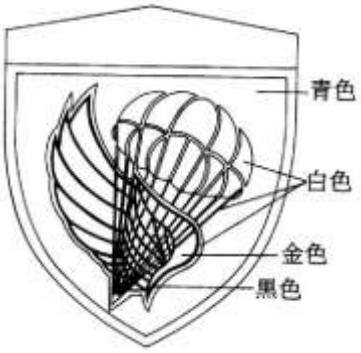

別図第４

水陸機動団

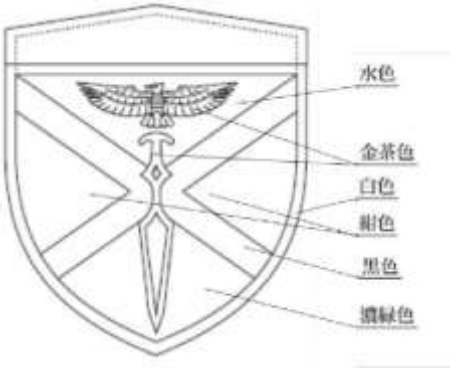


別図第５

ヘリコプター団

別図第６

システム通信団

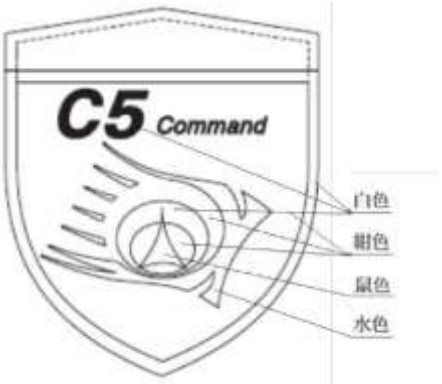

別図第７

北部方面隊

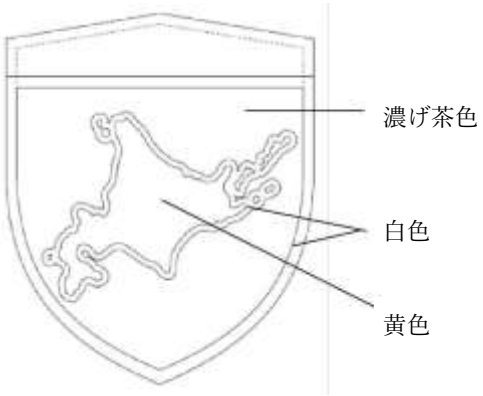


別図第８

東北方面隊

別図第９

東部方面隊

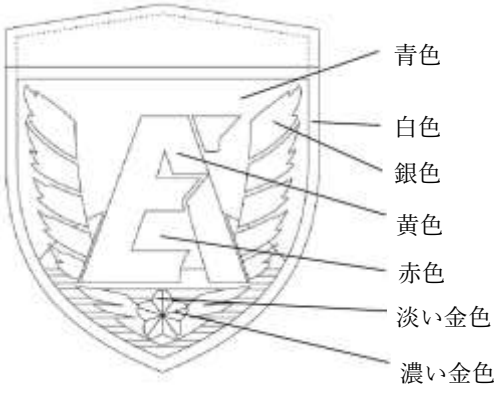

別図第１０

中部方面隊

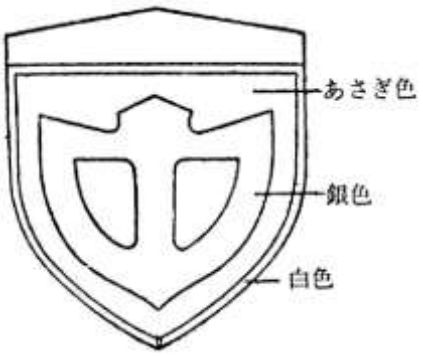


別図第１１

西部方面隊

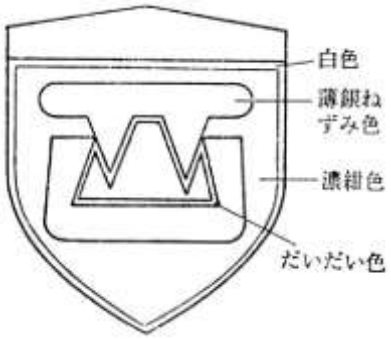


別図第１２

第１師団

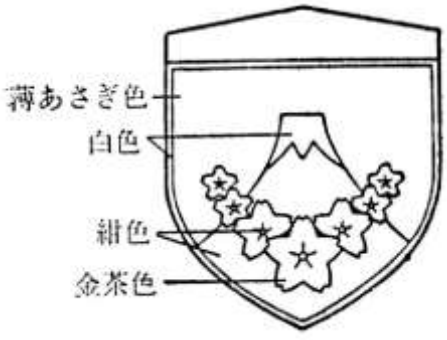

別図第１３

第２師団

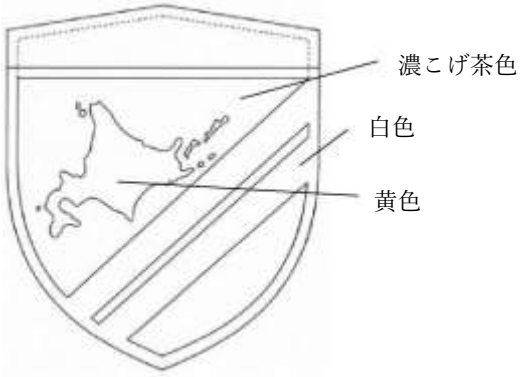


別図第１４

第３師団

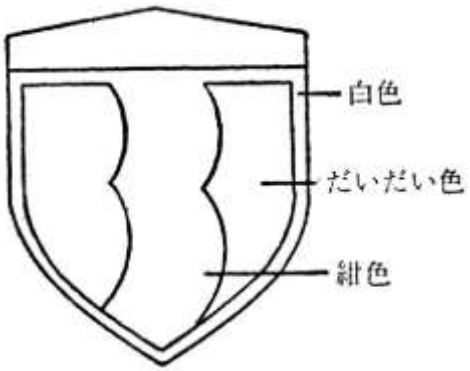


別図第１５

第４師団

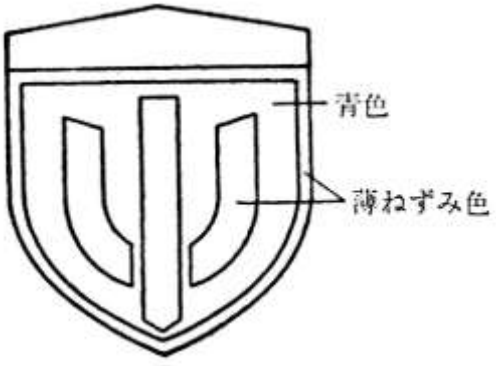

別図第１６

第６師団

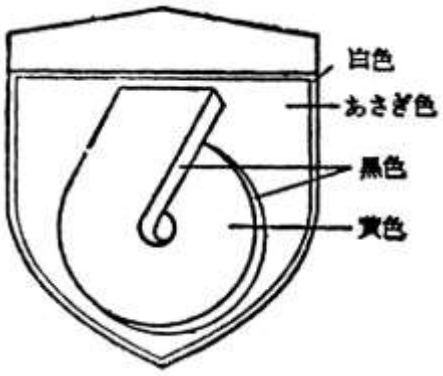


別図第１７

第７師団

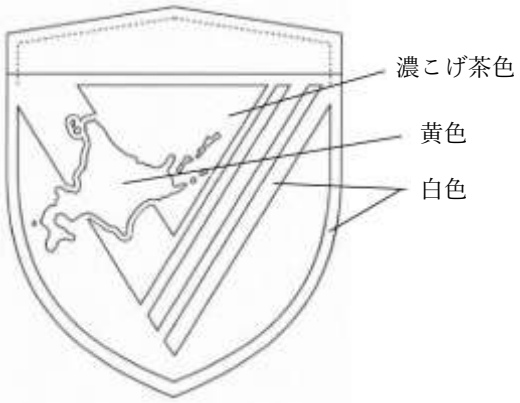


別図第１８

第８師団

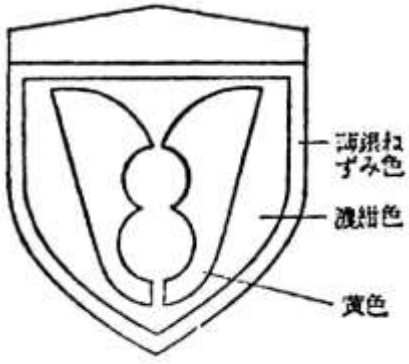

別図第１９

第９師団

別図第２０

第１０師団

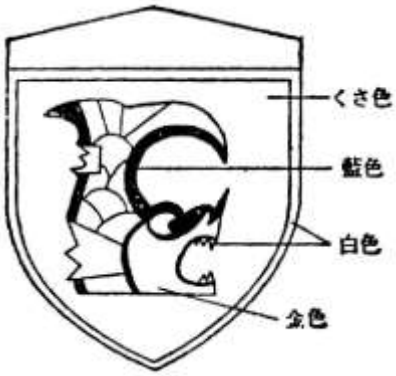


別図第２１

第５旅団

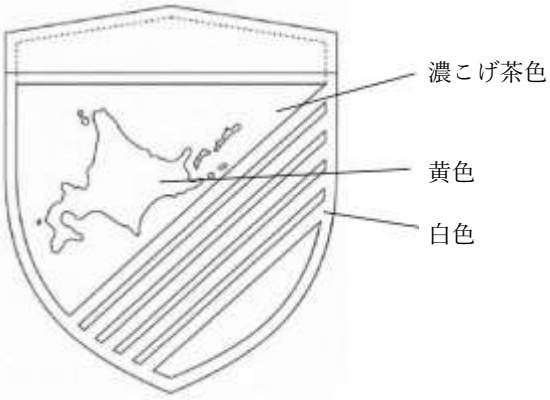

別図第２２

第１１旅団

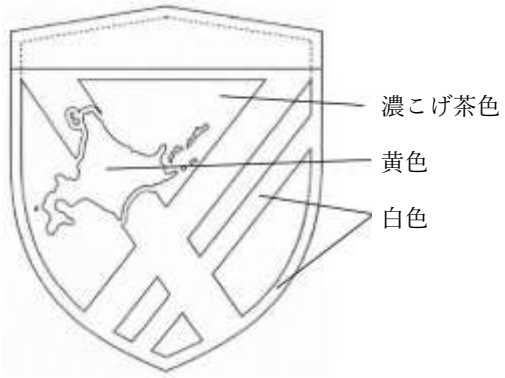


別図第２３

第１２旅団

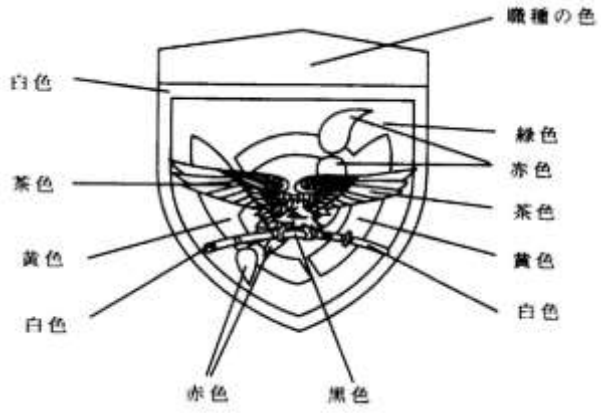


別図第２４

第１３旅団

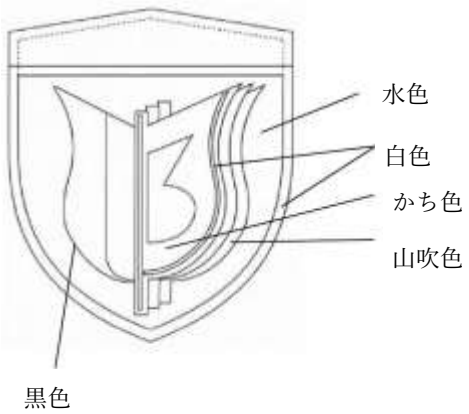

別図第２５

第１４旅団

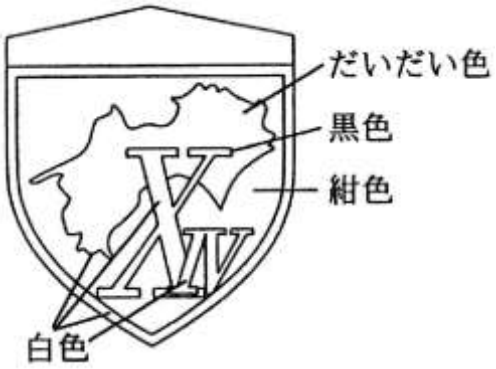


別図第２６

第１５旅団

別図第２７

防衛大臣直轄部隊等